

(経済センサス-基礎調査、商業統計調査)

審 査 メ モ

1 経済センサス-基礎調査と商業統計調査の一体的実施

平成 26 年に調査を行うこととされている経済センサス-基礎調査（以下「基礎調査」という。）及び商業統計調査（以下「商業調査」という。）について、総務省及び経済産業省は、商業調査の調査対象事業所全てが基礎調査の調査対象に含まれており、両調査とも事業所・企業の実態を明らかするものであることから、両調査を平成 26 年に一体的に実施することとしており、効果的、効率的な調査の実施、それぞれの調査事項の正確な把握等が求められていることから、以下のとおり変更するとしている。

(1) 調査事項の変更**ア 総売上高の把握（基礎調査固有事項）**

基礎調査の調査事項において、年間総売上（収入）金額（以下「総売上高」という。）を新たに把握する。

（審査結果）

基礎調査の調査事項において、総売上高を新たに把握することとしている。なお、基礎調査で総売上高を把握するに当たって、他の大規模統計調査である工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の調査対象については、両調査で把握した総売上高のデータを移送することとしている。

これについては、総売上高を標本設計の層化項目として使用することについて、潜在的な有用性が認められるという考え方には一定の合理性が認められるものの、基礎調査と把握対象年が同一の総売上高を把握する基幹統計調査等との重複による報告者の負担感の増加、実査に係る事務への影響により、捕捉率や回収率が低下し、当該データを収録する事業所母集団データベースの質の低下を招くおそれ、ひいては同データベースを利用する公的統計への影響も懸念されることから、同データベースの有用性及び現状で収録されている情報等の質の低下への懸念の双方について、十分検討する必要がある。

（論点）

① 事業所母集団データベースの整備との関係

a 事業所母集団データベースにおけるデータの整備状況はどのようにになっているか。

特に、今回、基礎調査で新たに把握する総売上高に係るデータはすでに整備されているのか。【対総務省統計局】

＜資料 2＞ 1 ページ

b 経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）や試験調査において、総売上高が調査されているが、その把握状況（特にサービス業）はどのようにになっているか。

また、当該データの事業所母集団データベースへの登録はどのようにになっている

か。仮に、事業所母集団データベースへの登録が行われていない場合、いつごろをめどに登録を行うのか。【対総務省統計局】

<資料2> 1ページ

c 今回の基礎調査の結果の事業所母集団データベースへの登録はいつごろを予定しているのか。当該データの登録時点で母集団名簿の情報として利用することは適当か。【対総務省統計局】

<資料2> 3ページ

d 事業所母集団データベースにおいて、総売上高をデータベースに反映させる統計調査にはどのようなものがあるか。該当する統計調査については、工業統計調査、特定サービス産業実態調査と同様に、データ移送の措置をとるのか。【対総務省統計局】

<資料2> 4ページ

e 総務省は、統計法第27条の規定に基づき、事業所母集団データベースの整備事業として、事業所・企業への照会を行っているが、整備事業の実績、把握の内容はどのようなものか。【対総務省統計局】

<資料2> 5ページ

f 事業所母集団データベースの整備事業で把握された情報は、どの程度の期間で事業所母集団データベースに反映されるのか。【対総務省統計局】

<資料2> 6ページ

g 事業所母集団データベースの整備事業と基礎調査との役割分担はどのようにになっているか。【対総務省統計局】

<資料2> 7ページ

h 事業所母集団データベースの整備事業を行うことに加え、基礎調査で重ねて実態を把握する必要性・緊急性は何か。【対総務省統計局】

<資料2> 7ページ

② 地方公共団体の負担増への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、実査を担当する地方公共団体への負担が増すことが想定されるが、どのように考えているか。【対総務省統計局】

<資料2> 8ページ

③ 他の基幹統計調査等との重複調整への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、同様に総売上高を把握し、かつ、同時期に実施される他の基幹統計調査との重複調整についての考え方はどのようにになっているか。また、他府省との調整結果はどうなっているか。【対総務省統計局】

<資料2> 9ページ

b 今回は工業統計調査と特定サービス産業実態調査のデータの移送を予定しているが、その具体的方法はどういうものか。また、他の統計調査はどのように調整を図る予定があるか。【対総務省統計局、対経済産業省】

<資料2> 10ページ

④ 回収率、捕捉率に関する懸念への対応

- a 基礎調査で総売上高を把握することにより、回収率低下の可能性があるが、事業所母集団データベースの整備の観点からみて問題はないか。また、総売上高を基礎調査で把握することにより、次回の活動調査のための母集団情報への影響はないか。

【対総務省統計局】

<資料2> 11ページ

⑤ 総売上高を層化項目とする必要性

- a 基礎調査で把握した総売上高を層化項目として、標本調査を行うメリットは何か。また、総売上高を層化項目とすることについて、現時点で何らかの具体的な要望があるか。【対総務省統計局】

<資料2> 12ページ

- b 総売上高を層化項目とする対応を基礎調査で行う緊急性はあるか。【対総務省統計局】

<資料2> 13ページ

- c 現在、事業所母集団データベースで把握されている各種データを元に層化した場合と総売上高を元に層化した場合でどの程度の違いがあるのか。（定量的に確認されているのか。）【対総務省統計局】

<資料2> 14ページ

- d 総売上高を層化項目とする効果は何か。【対総務省統計局】

<資料2> 14ページ

- e 諸外国において、総売上高を層化項目として用いている事例はあるか。【対総務省統計局】

<資料2> 15ページ

イ 従業上の地位（基礎調査及び商業調査共通事項）

「事業所の従業者数」欄の別経営の事業所から派遣されている人数について、「出向」、「派遣」別に人数を把握する。

(審査結果)

基礎調査の調査事項（商業調査との共通調査事項）において、「事業所の従業者数」欄の別経営の事業所から派遣されている人数について、「出向」、「派遣」別に人数を把握することとしている。

これについては、平成21年基礎調査で把握していた「派遣」の人数に「出向」の人数が含まれている可能性があることを踏まえ、正確に実態を把握するための措置であり、適当であると考える。

(論点)

- a 今回の改正の考え方如何。また、平成24年活動調査における当該項目の把握結果はどうになっているか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 16ページ

ウ 「電子マネーによる販売」の把握（商業調査固有事項）

「年間商品販売額の販売方法別割合」欄の選択肢に「電子マネーによる販売」を追加する。

(審査結果)

近年、電子マネーによる販売の実績が増加傾向にあることを踏まえた措置であり、適当であると考える。

(論点)

- a 「電子マネーによる販売」を把握する理由、想定される利活用、政策的な要請は何か。【対経済産業省】

<資料4> 1ページ

- b 「電子マネーによる販売」の実績を会計情報から把握することは可能か。把握が困難な場合、どのように実績を回答させるのか。【対経済産業省】

<資料4> 2ページ

- c 「電子マネーによる販売」についての試験調査結果はどのようにになっているか。【対経済産業省】

<資料4> 2ページ

エ 「インターネット販売」の把握（商業調査固有事項）

「年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合」欄の選択肢に「インターネット販売」を追加する。

(審査結果)

近年、売上総額に占めるインターネットを利用した通信販売の割合が増加傾向にあることを踏まえた措置であり、適当であると考える。

(論点)

- a 「インターネット販売」を把握する理由、想定される利活用、政策的な要請は何か。【対経済産業省】

<資料4> 3ページ

- b 「インターネット販売」の定義は何か。【対経済産業省】

<資料4> 4ページ

- c 「インターネット販売」の実績を会計情報から把握することは可能か。把握が困難な場合、どのように実績を回答させるのか。【対経済産業省】

<資料4> 4ページ

- d 「インターネット販売」全体の傾向を把握する上で、無店舗小売業の実態の把握はどのように考えているか。【対経済産業省】

<資料4> 5ページ

- e 「インターネット販売」については試験調査で把握しているが、その結果はどのようなものか。【対経済産業省】

<資料4> 6ページ

才　商品手持額の把握（商業調査固有事項）

商品手持額の把握について、事業所を対象とした年末時点の把握から、企業を対象とした年末及び年初時点の把握に変更する。

(審査結果)

企業を対象に年末及び年初の商品手持額を把握するよう、調査項目を変更することとしている。これについては、SNA（国民経済計算）、産業連関表の推計精度の向上に資するため、法人の流通在庫の増減額等を的確に把握しようとするものであり、適當であると考える。

(論点)

a SNA（国民経済計算）、産業連関表のさらなる推計精度向上に資する観点から、事業所別（もしくは商品別）の商品手持額及び商品仕入額が把握できないか。【対経済産業省】

<資料4> 7ページ

(2) 調査期日の変更（商業調査固有事項）

基礎調査と商業調査を一体的に実施するため、商業調査の調査期日を従来の「6月1日現在」から「7月1日現在」に変更する。

(審査結果)

調査期日を変更することについては、基礎調査と商業調査を一体的に実施するための措置であり、適當であると考える。

(論点)

a 基礎調査と商業調査を一体的に実施するメリット、デメリットは何か。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 17ページ

b 調査期日の変更に伴う、他の既存の統計調査への影響はないか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料4> 8ページ

c 期日の変更は今回限りの措置か。【対経済産業省】

<資料4> 8ページ

(3) 調査対象期間の変更（商業調査固有事項）

「年間商品販売額等」、「年間商品販売額の販売方法別割合」等について、調査対象期間を年度による把握から暦年による把握に変更する

(審査結果)

活動調査の結果との整合性及び継続性を確保する観点及び工業統計調査、特定サービス産業実態調査等、他の統計調査等との比較可能性を向上させる観点から変更するものであり、適當であると考える。

(論点)

a 暦年で回答させることによって、企業会計の観点から報告者負担が増えることにな

らないか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料4> 9ページ

b 暗年による把握に変更する理由は何か。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料4> 9ページ

c 比較可能性を向上させる対象となる統計調査として、工業統計調査、特定サービス産業実態調査の他に、どのようなものを想定しているか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料4> 10ページ

d 調査対象期間については、これから継続的に暗年で把握するのか。今回限りの措置か。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料4> 10ページ

(4) 調査方法の変更

ア 本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更（基礎調査及び商業調査共通事項）

民間事業所を対象とした調査のうち、傘下支所事業所を保有する企業に対する調査（以下「本社一括調査」という。）について、調査系統、対象範囲を変更する。

（審査結果）

本社一括調査について、平成21年基礎調査においては、調査票の配布、回収（督促を含む。）業務を国、都道府県、市町村、調査員があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所数に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当していたが、今回は、調査員による本社一括調査を廃止するとともに、調査票の配布及び一義的な回収（督促を含む。）業務は、国が契約する民間事業者が一括して担当することとし、民間事業者が回収できなかった調査票の回収（督促を含む。）業務については、引き続き、国、都道府県及び市があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所の従業者数、所在地に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当することに変更することとしている。

一方、商業調査については、前回調査では、企業の希望に応じて適用していたことを改め、傘下に複数の支所事業所を有するすべての企業について適用し、基礎調査と同様の方法で実施することに変更することとしている。

これらについては、調査の確実な実施に資するものであり、適当であると考える。
（論点）

a 平成21年基礎調査及び前回の商業調査における調査方法を見直すことによるメリット、デメリットは何か。メリット、デメリットを比較検証した結果、最終的に調査方法を見直すこととした理由は何か。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 18ページ

b 平成24年活動調査における調査方法の検証結果はどのようにになっているか。【対総務省統計局】

<資料2> 19ページ

c 商業調査については、今後、継続的に今回の調査方法を採用するのか、今回1回限りの措置か。【対経済産業省】

<資料4> 11ページ

イ 調査票の種類の変更（基礎調査及び商業調査共通事項）

民間事業所を対象とした調査の調査票の種類を変更する。（下表参照）

表

対象		変更後		現行	
事業所	単独（存続）	調査形態	調査票	調査形態	調査票
		調査員調査	調査票A <u>調査票B</u>	調査員調査	調査票A 商業調査票
	新設（本所・支所・単独）		調査票A		調査票A 本社等確認票（支所用） 商業調査票
企業（本社・支社等企業組織全体）		直轄調査（本社一括調査）	調査票C（企業調査票） <u>調査票C（事業所調査票）</u>	調査員調査（本社一括調査） 直轄調査（本社一括調査）	調査票A 調査票B
					調査票A 調査票B 商業調査票

（審査結果）

平成21年基礎調査では、調査員が事業所調査と企業調査（本社一括調査）の両方を担当し、調査票A、調査票B及び本社等確認票（新設の支所事業所の本社事業所の名称、所在地等を把握するための確認票）の3種類の調査票を用いて調査を行っていたが、これを、上記の表のとおり、調査員による企業調査（本社一括調査）を廃止して調査員が担当する調査を事業所調査のみに限定し、調査票の種類を調査票A（調査票Bは商業調査対象に用いる、基礎調査と商業調査の共通調査票）と直轄調査である企業調査（本社一括調査）のための調査票Cに変更することとしている。また、基礎調査と商業調査を一体的に実施するため、商業調査対象の企業、事業所については、両調査の調査事項を盛り込んだ共通調査票（調査票B（単独事業所対象）、調査票C（企業及び企業傘下事業所対象））を用いて調査することに変更することとしている。

これについては、調査の確実な実施に資するものであり、適当であると考える。

（論点）

a 平成21年基礎調査及び前回の商業調査における調査票を見直すことによるメリット、デメリットは何か。メリット、デメリットを比較検証した結果、最終的に今回の調査票様式とした理由は何か。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 20ページ

ウ オンラインによる調査票の回収業務の対象の拡充（基礎調査及び商業調査共通事項）

オンラインによる調査票の回収業務の対象を拡充する。

（審査結果）

基礎調査について、オンラインによる調査票の回収業務の対象を、調査員調査の対象事業所（単独事業所）まで拡充することとしている。（商業調査については、今回、新たに導入する。）

これについては、平成21年基礎調査で本社一括調査の対象事業所におけるオンラインによる調査票の回答率が高かったことを踏まえ、調査員調査の対象事業所において

も、新たにオンラインによる調査票の回収を可能とするものであり、適当であると考える。

(論点)

a オンラインによる調査票の回収業務の導入に伴う報告者負担の軽減等についての定量的な評価はどうなっているか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 21ページ

エ プレプリント事項の拡大（基礎調査及び商業調査共通事項）

プレプリント事項を拡大する。

(審査結果)

プレプリント事項を拡大し、企業構造の事前把握で把握した傘下支所事業所の情報（名称、所在地等）をプレプリントすることとしている。

これについては、事業所の定義に沿った確実な捕捉、報告者の負担軽減等の観点から措置されるものであり、適当であると考える。

(論点)

a 報告者負担の軽減をより一層図るため、プレプリント事項とすべき調査事項は他にはないか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 22ページ

<資料4> 12ページ

(5) 調査事項の把握方法の変更について【追加】

「年間商品販売額」の内訳について、「記入のし易さ」、「調査票の見やすさ」に鑑み、全商品分類を展開する方法から、事業者が商品分類番号及び該当する卸・小売の別を記入する方法に変更する。

(審査結果)

「年間商品販売額」の内訳について、全商品分類を展開する方法から、事業者が商品分類番号及び該当する卸・小売の別を記入する方法に変更することとしている。

これについては、「年間商品販売額」の内訳を記載するに当たって、「記入のし易さ」、「調査票の見やすさ」の観点から措置されるものであり、適当であると考える。

(論点)

a 今回、卸売販売額、小売販売額の内訳の把握方法を見直した理由として、新旧対照表では、「今回の経済センサス-基礎調査との一体的実施に伴うレイアウト変更」とあるが、他に理由はあるか。

<資料4> 13ページ

b 試験調査においては、平成19年商業統計調査と同様、全商品分類を展開する方法をとっているが、今回の見直しは、試験調査の結果を踏まえた対応（例えば、試験調査において実態の把握に支障があった等）と考えてよいか。

<資料4> 13ページ

c 今回の見直しは、平成26年調査限りの措置と考えてよいか。

<資料4> 13ページ

d 全商品分類を展開する方法の場合、卸売販売額計、小売販売額計と、その内訳である商品分類別の販売額の合計額は一致するが、今回の見直しにより、卸売、小売に関わらず10を超える商品を取り扱う事業所の場合、卸売販売額計、小売販売額計とその内訳である商品分類別の販売額の合計額とは一致しないと考える。

試験調査（もしくは平成19年商業統計調査）の結果から、このような事例はどの程度発生するのか、影響がどの程度あるのか等、検証をしているか。

また、平成24年経済センサス-活動調査の結果との時系列比較に支障はないか。

<資料4> 14ページ

e 商業統計調査を基に推計を行う国民経済計算や産業連関表において、今回の見直しによる影響について、確認をとっているか。

<資料4> 14ページ

2 本調査前に実施する企業構造の事前把握

本社（単独事業所を除く。）を対象として、本調査のための名簿作成のため、国直轄により企業構造の情報（本社・支社の関係情報等）の事前把握（以下「事前把握」という。）を郵送により実施する。

(審査結果)

平成21年基礎調査における課題を解消するため、今回の調査では、本社（単独事業所を除く。）を対象として、本調査のための名簿作成のため、事前把握を郵送により行うこととしている。

これについては、実施の妥当性及びその効果について検討する必要がある。

(論点)

a 事前把握の実施状況、把握する内容、今後の実施予定（継続的に実施するのか否か）はどのようにになっているのか。【対総務省統計局】

b 事前把握で把握された情報は、本調査において、どのように反映されているのか。【対総務省統計局】

c 事業所母集団データベースの整備事業において、これまで情報の更新はどのように行われ、今後、どのように行う計画となっているか。【対総務省統計局】

d 事業所母集団データベースの整備事業が適切に行われていれば、事前把握は不要ではないか。【対総務省統計局】

e 企業構造の情報について、事前把握と本調査の2回把握することになるが、報告者負担の面から見て問題ないか。【対総務省統計局】

f 企業の親会社・子会社情報の整備に向けた取組はどのようにになっているか。【対総務省統計局】

g 企業構造の把握については、①基礎調査、②事前把握、③（事業所母集団データベースの整備事業としての）事業所・企業への照会という、3つの事業を並行して行っているが、それぞれの目的、役割分担はどのように整理されているか。また、

今後、事業所母集団データベースの整理に向けた各事業の整理はいつまでに行うのか、工程表の形で整理しているか。【対総務省統計局】

3 集計結果

調査項目の見直しに伴い、集計事項の見直しを行う。

(論点)

a 今回、新たに総売上高などを把握することとしているが、調査項目の見直しを踏まえた、適切な集計事項となっているか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 24ページ

<資料4> 15ページ

4 経済センサスの在り方（前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応）

(検討課題)

今後の行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について、検討する必要がある。

(論点)

a 事業所母集団データベース等の母集団情報の整備については、統計法第 27 条の規定に基づき、実態把握が行われている状況にある。当該取組に加えて、基礎調査を実施する必要はあるか。【対総務省統計局】

<資料2> 25ページ

b 平成 18 年に合意された経済センサスの枠組みに基づき、平成 21 年に、事業所・法人企業の捕捉に重点を置いた基礎調査を実施した上で、平成 24 年に経理項目の把握に重点を置いた調査が実施された。このことを踏まえ、今回の基礎調査の位置付け及び今後の基礎調査の在り方について、体系的整備の観点からどのように整理しているのか。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 26ページ

c 基礎調査と商業調査の在り方について、体系的整備の観点からどのように整理する計画か。【対総務省統計局、経済産業省】

<資料2> 26ページ

<資料4> 16ページ